QUESTION&ANSWER

育児・介護のための Q&A

Q 育児休業中は収入があるのですか?

A 給与としての支給はありませんが、雇用保険から給与の67%(育児休業開始6か月経過後は50%)相当の育児休業給付金が子の1歳までの育児休業期間給付されます(2023年4月現在)。

Q 育児や介護のために勤務時間を調整することはできますか?

A 勤務時間を短くできる「育児短時間勤務」や始業・終業の時刻を変更することのできる「早出・遅出勤務」、勤務時間の始め又は終わりに勤務しないことを認める「育児時間」「介護部分休業」があります。

Q 介護休暇って介護休業と違うのですか?

A 介護休業が要介護者の介護を行うために一定期間休業するものに対し、介護休暇は要介護者の通院等の付き添いなど単発的な世話に対応するための休暇です。詳細は内側をご覧ください。

Q 育児休業中は職員の定期健康診断を受けられないのですか?

A 産前・産後及び育児・介護休業中の職員も定期健康診断を受けることができます。毎年の定期健康診断の時期は6~7月頃ですが、部局によって異なります。申込については、所属の総務担当へ早めにお問い合わせください。

Q 男性職員の育児参加休暇はどういう場合に取得できますか?

A 生まれた子への授乳、付添い、上の子の保育所等への送迎など出産にかかる子や小学校就学の始期に達するまでの上の子の生活上の世話をする場合に取得できます。

Q 妻が専業主婦の男性も育児休業を取得できますか?

A 育児休業・育児短時間勤務・育児時間・早出遅出勤務・超過勤務の制限等について、配偶者の就業等の状況に関わらず、取得できます。また、特別の事情がなくても、育児休業を2回に分割して取得することが可能となりました。

Q 育児休業や介護休業を取得すると職場に迷惑がかかるかと思うのですが…。

A 職場では特定の職員に負担がかからないよう、育休代替職員の採用や配置換によって補充を行い業務にあたりますので、大丈夫です。

Q 臨時職員の産前産後休暇中の収入は「0」ですか?

A 産前6週間産後8週間の産前産後の無給休暇の期間中、1日につき、標準報酬の日額×2/3の出産手当金が共済組合から給付されます。

Q 産前産後休暇中及び育児休業中の共済掛金(社会保険料)などの支払いは?

A 産前産後休暇中及び育児休業期間中の掛金は申出により免除されます(加入期間として継続します)。

各種お問い合わせ先 ※キャンパス間は内線番号の前に「6」を付けて下さい。

勤務時間・育児休業等	人事課服務担当 8127 (0952-28-8127)
	医学部総務課人事系 3320 (0952-34-3320)
育児休業給付金・出産手当金	人事課共済担当 8140 (0952-28-8140)
	医学部総務課人事系 3320 (0952-34-3320)
共済組合	人事課共済担当 8140 (0952-28-8140)
職員の本給・諸手当	人事課給与担当 8125 (0952-28-8125)
給与の支払い	人事課給与計算担当 8147 (0952-28-8147)

佐賀大学 ダイバーシティ推進室
〒840-8502 佐賀県佐賀市本庄町1番地
tel: 0952−28−8393　fax: 0952−28−8890
https://www.oedi.saga-u.ac.jp

2023.3

育児介護支援ガイド

- 佐賀大学 -

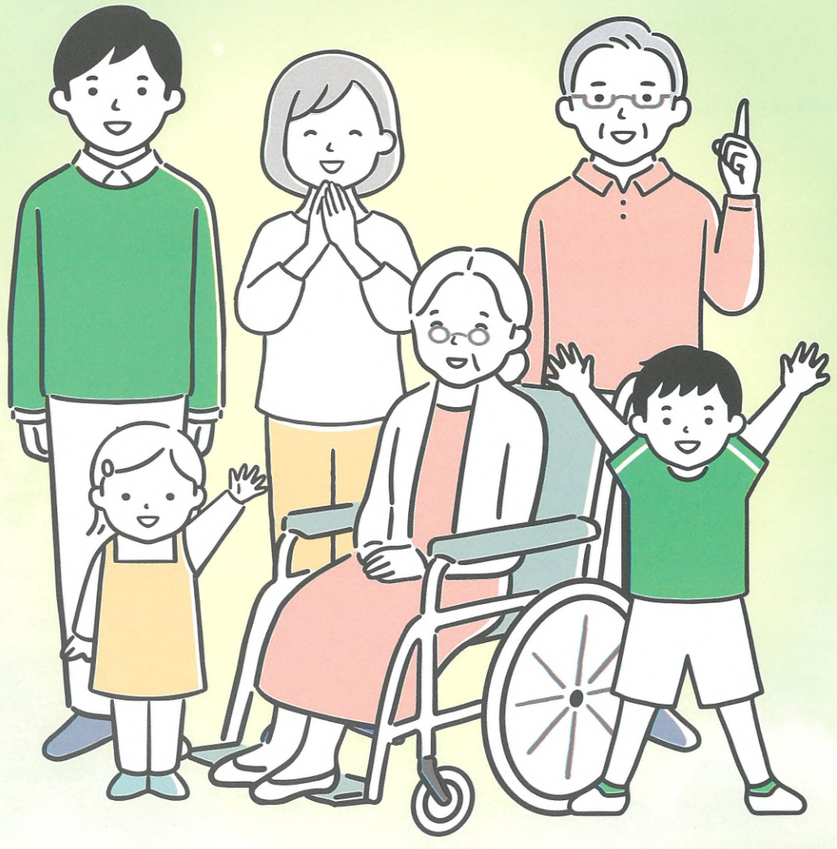

佐賀大学ダイバーシティ推進室

仕事と出産・育児及び介護を両立支援する制度等の一覧

		常勤職員 利用対象 女性	常勤職員 利用対象 男性	常勤職員 有給・無給	臨時職員 利用対象 女性	臨時職員 利用対象 男性	臨時職員 有給・無給	制度の概要	取得可能期間（時間）	☆提出書類
妊娠から産後期間にかかるもの	妊婦の通勤緩和	○	×	有給	○	×	無給	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときに、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて勤務しないことを認める制度	所定の勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間	休暇簿
	妊娠中の休憩・補食	○	×	有給	○	×	無給	妊娠中の女性職員が母体又は健康維持のため、適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを認める制度	妊娠中の期間	
	妊産婦※1の健康診査及び保健指導	○	×	有給	○	×	無給	妊産婦である女性職員が、「母子保健法（昭和40年法律第141号）」に規定する保健指導又は健康診査を受けるために勤務しないことを認める制度	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ1日の所定の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間	休暇簿
	妊産婦の業務軽減等	○	×	—	×	×	—	妊産婦である女性職員の業務の軽減又は他の軽易な業務に就かせることを認める制度	—	
	妊産婦の深夜勤及び時間外勤務の免除	○	×	—	○	×	—	妊産婦である女性職員が請求した場合、時間外、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）の勤務及び休日勤務を免除される制度	—	下記①参照
	産前休暇	○	×	有給	○	×	無給	6週間以内(多胎妊娠の場合は14週間)に出産予定の女性職員に与えられる休暇	出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内において、出産の日までに申し出た期間	休暇簿
	産後休暇	○	×	有給	○	×	無給	出産した女性職員に与えられる休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間が経過して就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く）	休暇簿
	男性職員の配偶者出産休暇	×	○	有給	×	×	—	妻が出産する際に、入退院の手続及び出産又は入院中の付き添い等を行う男性職員に与えられる休暇	2日の範囲内の期間（妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間とし、1日又は1時間単位で分割して取得することができる）	休暇簿
	男性職員の育児参加休暇	×	○	有給	×	×	—	妻が出産する場合で、その出産予定日の6週間（多胎妊娠にあっては、14週）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことを認める制度	配偶者の産前・産後の期間において5日の範囲内（1日又は1時間単位で分割して取得することができる）	休暇簿
育児期間にかかるもの	保育時間	○	○	有給	○	○	無給	生後1年に達しない子を養育する職員に、授乳や託児所等への送迎を行う場合に与えられる休暇	1日2回それぞれ30分以内の期間	休暇簿
	出生時育児休業	※2 ○	○	無給	※2 ○	○	無給	育児休業とは別に子の出生後8週間以内の期間に取得できる制度	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能 2回に分割して取得可能(合わせて28日間まで)	育児休業等申出書
	育児休業★	○	○	無給	○	○	無給	子を養育するため、一定期間休業することを認める制度 男性は、妻の就業等の状況にかかわらず妻の出産後から育児休業を取得できる 休業中は無給だが、雇用保険から給与の67%相当の育児休業給付金が給付される（詳細は裏面記載）	常勤職員：子が3歳に達するまで 臨時職員：子が1歳に達するまで（配偶者が臨時職員よりも以前から育児休業をする場合は1歳2か月まで）	育児休業等申出書
	育児短時間勤務★	○	○	勤務しない時間について減額	×	×	—	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週38時間45分より短い勤務時間で勤務することを認める制度	子どもが小学校就学の始期に達するまで以下のいずれかを選択 (1) 週休日以外の日において1日につき6時間勤務 (2) 週休日以外の日において1日につき3時間55分勤務 (3) 週休日以外の日において1日につき4時間55分勤務 (4) 週4日を勤務日とし、1日につき7時間45分勤務 (5) 週3日を勤務日とし、1日につき7時間45分勤務 (6) 週3日を勤務日とし、2日については1日につき7時間45分、1日については3時間55分勤務	育児短時間勤務申出書
	育児時間★	○	○	勤務しない時間について減額	○	○	勤務しない時間について減額	子を養育するため、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間を超えない範囲内(30分単位）で勤務しないことを認める制度	常勤職員：子が小学校就学の始期に達するまで 臨時職員：子が3歳に達するまで	育児時間申出書
	早出・遅出勤務	○	○	—	○	○	—	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、又は放課後児童クラブ等への出迎えのため、1日の勤務時間を変更することなく始業・終業の時刻を変更して勤務することを認める制度	午前7時～午後10時までの時間帯に始業時刻、終業時刻及び休憩時間を繰り上げ又は繰り下げて勤務することができる	下記②参照
	育児のための時間外勤務の軽減	○	○	—	○	○	—	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合、(業務の正常な運営を妨げる場合を除き）時間外勤務を免除される制度	承認された期間（1回の請求につき1月～1年以内）	下記①参照
		○	○	—	○	○	—	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合、(業務の正常な運営を妨げる場合を除き）1月について24時間、1年について150時間以内に時間外勤務を軽減される制度	承認された期間(1回の請求につき1月～1年以内)	下記①参照
	育児のための深夜勤務の免除	○	○	—	○	○	—	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合、(業務の正常な運営を妨げる場合を除き)深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)の勤務を免除される制度	承認された期間(1回の請求につき1月～6月以内)	下記①参照
	子の看護等休暇	○	○	有給	○	○	無給	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む）の看護（負傷や疾病による世話・予防接種・健康診断）や感染症に伴う学校休業等による世話、教育・保育にかかる行事のうち入学・卒業（入園・卒園）式へ参加する場合に与えられる休暇	1の年において5日（中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）の範囲内の期間（当該期間中において1日又は1時間単位で分割して取得することができる）	休暇簿
介護にかかるもの	早出・遅出勤務	○	○	—	○	○	—	要介護者※3を介護するため、1日の勤務時間を変更することなく始業・終業の時刻を変更して勤務することを認める制度	午前7時～午後10時までの時間帯に始業時刻、終業時刻及び休憩時間を繰り上げ又は繰り下げて勤務することができる	下記②参照
	介護のための時間外勤務の免除	○	○	—	○	○	—	要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護するために請求した場合、(業務の正常な運営を妨げる場合を除き）時間外勤務を免除される制度	承認された期間（1回の請求につき1月～1年以内）	下記③参照
	介護のための時間外勤務の軽減	○	○	—	○	○	—	要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護するために請求した場合、(業務の正常な運営を妨げる場合を除き）1月について24時間、1年について150時間以内に時間外勤務を軽減される制度	承認された期間(1回の請求につき1月～1年以内)	下記③参照
	介護のための深夜勤務の免除	○	○	—	○	○	—	要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護するために請求した場合、(業務の正常な運営を妨げる場合を除き）深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間）の勤務を免除される制度	承認された期間(1回の請求につき1月～6月以内)	下記③参照
	介護休業★	○	○	無給	○	○	無給	要介護者を介護するため、一定期間休業することを認める制度 休業中は無給だが、最長3ヶ月間、雇用保険から給与の67%相当の介護休業給付金が給付される	要介護者1人につき、3回（通算186日）までの範囲内において必要とする期間	介護休業申出書
	介護部分休業★	○	○	勤務しない時間について減額	○	○	勤務しない時間について減額	要介護者を介護するため、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき4時間を超えない範囲内(1時間単位)で勤務しないことを認める制度	要介護者1人につき、介護部分休業の利用開始日から起算して連続する3年の期間で2回までの範囲内において必要とする期間	介護部分休業申出書
	介護休暇★	○	○	有給	○	○	無給	要介護者の通院の付き添い等をする場合に与えられる休暇	1の年(暦年）において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内（1日又は1時間単位で分割して取得することができる）	休暇簿
その他	生理休暇	○	×	有給	○	×	無給	生理日における勤務が著しく困難である女性職員が請求した場合に与えられる休暇	承認された期間	休暇簿

①出産と育児のための時間外・深夜・休日勤務免除等請求書　②始業及び終業時刻の繰り上げ又は繰り下げ申出書　③介護のための時間外勤務免除・制限及び深夜勤務免除請求書

補足

※1 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性。

※2 産後休暇を取得していない職員。

※3 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他育児・介護休業等に関する規程第30条第2項に規定する者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者。

★ 労使協定により、取得できない場合があるため事前に確認が必要。

☆ 提出書類について
・休暇簿は所属の総務担当へ提出
・その他の申出書及び提出書類欄が空欄になっているものについては人事課服務担当（医学部は医学部総務課人事系）へお問い合わせください。

ダイバーシティ推進室 HP

各種制度の詳細は、下記ホームページでもお知らせしておりますので、ご覧ください。

https://www.oedi.saga-u.ac.jp/support/life-event-support/ryoritsu/

「AIチャットボット」でも各種手続きについて質問できます。

事務案内HPをご存知ですか?

佐賀大学事務案内ホームページでは育児・介護にかかる手続きの他、各種事務手続きについて解説しております。

佐賀大学HP
▼
学内教職員用
▼
事務案内・事務手続よりアクセスしてください。